相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市西山本町二丁目七六番地、最後の住所大阪府八尾市西山本町二丁目一番二〇号　　被相続人　亡　門野安喜夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十四日

大阪市中央区北浜二―一―五平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市芝ノ丁七番地、最後の住所大阪府吹田市江坂町一丁目一四番二三―三〇五号　　被相続人　亡　寺下　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十四日

大阪府大阪市北区西天満二―九―三西天満大治ロイヤービル四階A室

相続財産管理人　弁護士　木村　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市南区宇品海岸二丁目一七番地、最後の住所広島県安芸高田市吉田町竹原一九〇〇番地　　被相続人　亡　髙田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十四日

山口県光市大字浅江九五五番地一一

相続財産管理人　石丸　志伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉南区湯川二丁目二三九番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区湯川二丁目一一番一七号

被相続人　亡　黒水　柾美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十四日

福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイヤービル六階

相続財産管理人　弁護士　山上　知裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大字隈谷甲二三九五番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩重　邦浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十四日

宮崎県宮崎市老松一丁目五番一号クレスロ三〇一号　江藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　洲崎　達也

任意清算公告

当法人は、平成二十五年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項にて準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ホワイト&ケース税理士法人

代表社員　赤松　晃

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 1 月 14 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ＴＰＳ（トラベルパーツサポート）　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1064号　④株式会社ＴＰＳ　埼玉県ふじみ野市上福岡１―５―12ユスモ上福岡プレステージ606号　代表取締役　渕上知則　⑤株式会社ＴＰＳ　埼玉県ふじみ野市上福岡１―５―12ユスモ上福岡プレステージ606号　⑥平成20年１月24日　⑧平成25年11月30日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県ふじみ野市上福岡１―５―12ユスモ上福岡プレステージ606号　株式会社ＴＰＳ　代表取締役　渕上知則

B　①株式会社ＡＪＴ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6081号　④株式会社ＡＪＴ　東京都港区芝五丁目27番１号三田ＳＳビル６階　代表取締役　廣野勝　⑤本社　東京都港区芝五丁目27番１号三田ＳＳビル６階　⑥平成20年８月26日　⑧平成25年８月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝五丁目27番１号三田ＳＳビル６階　株式会社ＡＭＳ　代表取締役　廣野勝

C　①雪国観光舎越後湯沢温泉　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３―370号　④湯沢温泉旅館商業協同組合　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2431番地１　代表理事　富井松一　⑤雪国観光舎越後湯沢温泉　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2431番地１　⑥平成22年12月14日　⑨平成25年11月28日　⑩300万円　⑪新潟県知事　⑫新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2431番地１　湯沢温泉旅館商業協同組合　代表理事　富井松一

B　①Ｎ・Ｋツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1667号　④土師啓二　大阪府堺市中区楢葉98―５　⑤本社営業所　大阪府堺市中区楢葉98―５　⑥平成７年11月６日　⑧平成25年11月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市中区楢葉98―５　土師啓二

B　①有限会社けい企画　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―252号　④有限会社けい企画　広島県広島市安佐北区可部六丁目20―６　代表取締役　熊代啓子　⑤本社営業所　広島県広島市安佐北区可部六丁目20―６　⑥平成７年12月５日　⑧平成25年12月４日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県広島市安佐北区可部六丁目20―６　有限会社けい企画　代表取締役　熊代啓子